

平成20年度環境物品等の調達実績の概要

環 境 省

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、平成20年度環境物品等の調達実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知する。

1 平成20年度の経緯

平成20年度については、平成20年4月1日に環境物品等の調達の推進を図るための方針（調達方針）を策定し、これに基づいて環境物品等の調達を推進した。

2 特定調達品目の調達状況

調達方針においては、調達総量に対する基準を満足する物品等の調達量の割合により目標設定を行う品目については、すべて100%を調達目標としていたところであり、殆どの品目について調達方針に定めた目標を達成することができた。

各特定調達品目の調達量等については、物品等の調達については別表-1、公共工事については別表-2のとおり。

(1) 物品等

- ① 制服については、基本方針の調達基準（10%以上）よりも高い再生ポリエステル及び未利用綿（利用価値の低い裁断屑などを集めて製品化したもの）等の使用量の目標値を製品全体重量比で50%以上としたところ、すべて目標に沿った調達をすることができた。

作業服についても、調達方針において制服同様の基準による製品を選択することとしていたところ、すべて目標に沿った調達をすることができた。

(2) 設備

太陽光発電システムについては、羅臼温泉園地付帯休憩所及び沢渡園地公衆便所ほか9カ所で合計40.32kw、節水機器については、雲仙温泉園地公衆トイレほか2箇所合計15個と予定数量を達成することができた。

(3) 公共工事

平成20年度実績では、路盤材、塗料、タイル、フローリング、再生木質ボード、衛生器具など10品目分類で、判断の基準を満足する適用品を100%調達した。

(4) 役務

環境調査研修所の食堂において、生ゴミ処理機を利用し、処理後の生成物を敷地内の肥料に使用するなど、生ゴミの再生利用に有効な措置が採られた。

3 特定調達物品等以外の環境物品等の調達状況

腕章、帽子及びラベルライター用テープカートリッジについては、調達目標どおりの調達を実施できた。

4 その他の物品、役務の調達に当たっての環境配慮の実績

物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、仕様書にグリーン購入法に基づく特定調達品目の使用を記述し、同法に基づく特定調達品目の調達推進を図ってきた。

5 平成20年度調達実績に関する評価

平成20年度の調達においては、ほぼ調達方針に定めた目標を達成することができた。平成21年度以降の調達においても、グリーン購入法の趣旨を各調達主体に引き続き徹底するとともに、環境に配慮した物品等の調達に努めていくこととする。